

定 期 監 査

1 監査実施日及び対象

令和3年 8月 6日 長法寺小学校、長岡第三小学校、長岡第五小学校
長岡第六小学校、長岡第七小学校、長岡第二中学校
長岡第四中学校
〃 9月22日 広報発信課、共生社会推進課、公共資産活用推進室
デジタル戦略課、契約課、検査指導課

2 監査の方法

監査実施日の前々月末までに執行された令和3年度分（必要に応じて過年度分含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員から、必要に応じて事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した各所管に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部事務処理等に不備及び改善・検討を要する事項が見受けられたので、今後留意して事務を進められたい。

監査結果の概要は次のとおりである。ただし、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善・検討を口頭で指導したので、記述は省略した。

(1) 長法寺小学校

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(2) 長岡第三小学校

【監査の結果】

- ① USBメモリの管理について、持ち出しが長期間になっているものがあるので、使用の都度、返却するよう指導されたい。
- ② 理科薬品については、定期的な点検を行い適正な管理に努められたい。

(3) 長岡第五小学校

【監査の結果】

- ① USBメモリの管理について、持ち出しが長期間になっているものがあるので、使用の都度、返却するよう指導されたい。
- ② 理科薬品については、点検結果等を管理簿へ確実に記録されるよう努められたい。

(4) 長岡第六小学校

【監査の結果】

- ① 理科薬品については、点検結果等を管理簿へ確実に記録されるよう努められたい。

(5) 長岡第七小学校

【監査の結果】

- ① USBメモリの管理について、持ち出しが長期間になっているものがあるので、使用の都度、返却するよう指導されたい。

(6) 長岡第二中学校

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(7) 長岡第四中学校

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(8) 広報発信課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(9) 共生社会推進課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 0) 公共資産活用推進室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 1) デジタル戦略課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 2) 契約課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 3) 検査指導課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 4) 神足小学校

【令和 2 年長岡京市第 5 回議会定例会で報告した定期監査に対する措置状況】

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により講じた措置について、教育委員会（神足小学校）から通知がありました。

① 理科薬品については、使用時に管理簿へ確実に記録されるよう努められたい。

講じた措置：薬品を使用するときには、薬品台帳に、日時、品目、数量、使用の目的等を漏れなく記載するよう、全職員に再度指導する。また、薬品庫の鍵を管理職預かりとし、個別に鍵を渡すときに、薬品台帳への記載について指導する。また、鍵の返却時に、再度確認する。

(1 5) 長岡中学校

【令和 2 年長岡京市第 5 回議会定例会で報告した定期監査に対する措置状況】

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により講じた措置について、教育委員会（長岡中学校）から通知がありました。

① USB メモリの管理について、持ち出しが長期間になっているものがあるので、使用の都度、返却するよう指導されたい。

講じた措置：貸出開始時に早期の返却を求めること、週末毎に貸出簿を確認し返却を求める等、使用の都度、教職員への指導を行う。

② 理科薬品については、定期的な点検を行い適正な管理に努められたい。

講じた措置：使用の度に薬品台帳を更新する等、理科教員が実態を常に把握するとともに、月に一度、管理職による薬品台帳の点検を行い、適正な管理に努めていく。

(16) 長岡第三中学校

【令和2年長岡京市第5回議会定例会で報告した定期監査に対する措置状況】

地方自治法第199条第14項の規定により講じた措置について、教育委員会（長岡第三中学校）から通知がありました。

① 支出伝票処理について、支払遅延のないよう組織的にチェックできる体制の構築に努められたい。

講じた措置：購入記録及び支払い予定の記録を徹底する。記録は、複数人が確認できるよう体制を構築する。また、事務職員が何らかの事情で対応できない場合は、学校教育課の協力を仰ぐようにする。

② 理科薬品については、点検結果等を管理簿へ確実に記録されるよう努められたい。

講じた措置：薬品管理簿（台帳）への記載を徹底し、学期末には保管薬品・量と照合を行うとともに、薬品管理簿（台帳）を管理職へ提出しチェックを行うことを教科内で徹底した。